

建築基準法第43条第2項第2号許可の同意に関する会長専決基準

議決 平成18年1月20日
宇部市建築審査会

(目的)

1 宇部市建築審査会専決規程第2条に基づき、専決に係る基準を以下のとおり定める。

(基準)

2 建築基準法(昭和25年法律201号)第43条第2項第2号の規定による建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の3第4項第3号をもとに、許可対象、許可基準の詳細を定めた「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る運用基準」(以下「運用基準」という。)に適合するもののうち、以下に掲げる条件を満たすもの

(1) 運用基準の省令第10条の3第4項第3号関係

対象となる建築物は、タイプ3の運用基準を満たすものとする。(敷地が1.8m未満の通路に接しているもの)

附 則

この基準は、平成18年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から適用する。